

このような場合は健康保険は使えません！

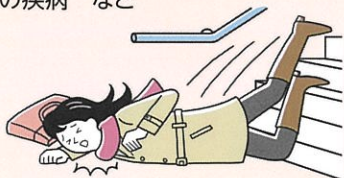
皆さんが病気やケガをしたとき、ほとんどの場合は健康保険で治療を受けられますが、**下記のようなケースは保険適用外となります**。健康保険で治療を受けると、保険給付分の返還や届出等が必要になりますので、ご注意ください。

業務上や通勤途中の 事故などによるケガは 労災保険

業務上や通勤途中でのケガや病気は、労災保険の適用となります。明らかに労災に該当する場合は、労災病院を受診するか、労災病院以外では保険証を提示せず労災であることを告げて受診してください。

労災保険にあたるケース

- ✓ 通勤途中のケガ(直行・直帰を含む)
- ✓ 工作中的のケガ(トイレ休憩等を含む)
※在宅ワークでも認められる場合があります。
- ✓ 出張中のケガや病気
- ✓ 労働基準法で定められている業務上の疾病 など



急性のけが以外で 接骨院・整骨院の施術を 受けるのは全額自己負担

接骨院・整骨院で健康保険が使えるのは、捻挫・打撲・挫傷(肉離れなど)、脱臼・骨折*のみです。下記の場合は「健康保険取り扱い」と表示されている場合でも健康保険は使えません。

*医師の同意が必要(応急手当の場合は手当て後に医師の同意が必要です)。

全額自己負担となるケース

- ✓ 日常生活による単純な疲労や肩こり
- ✓ スポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛
- ✓ 加齢からくる痛み
- ✓ 脳疾患後遺症、神経痛、リウマチなどの慢性病からくる痛みやしびれ
- ✓ 病状の改善が見られない長期の施術
- ✓ 保険適用となる施術であっても同一部位について医療機関の治療を受けながら、同時に接骨院・整骨院の施術を受けている場合

交通事故やケンカなど、 第三者行為によるケガの 治療費は加害者負担

他者の行為で負った傷病を第三者行為といいます。治療で保険証を使用したい場合は、まず健保にご一報のあと、健保が保険給付分を加害者へ請求できるよう「第三者行為による負傷届」をご提出ください。

第三者行為になるケース

- ✓ 自動車、バイク、自転車などの交通事故
 - ✓ ゴルフでの他人の打球によるケガ
 - ✓ 他人のペットなどによるケガ
 - ✓ 不当な暴力や傷害行為によるケガ
 - ✓ 購入食品や飲食店での食中毒
 - ✓ 他者所有建物の設備の欠陥などによる事故 など
- ※示談にすると必要な補償が受けられなくなるため、事前にオリエンタルランド健保にご連絡ください。

市販薬&ジェネリック医薬品を活用しよう！

2024年10月から、発売後5年以上の先発医薬品を使用した場合は薬代が加算されるしくみが導入されています。花粉症や軽い不調の場合は市販薬、病院にかかるような病気の場合はジェネリック医薬品を活用し、薬代を上手に節約しましょう。

市販薬のメリット

- よく効く薬が増えている
医療用成分を含むスイッチOTC医薬品が増えており、病院の薬と同等の効き目が期待できます。(花粉症の薬、カゼ薬、痛み止め・鎮痛剤、湿布薬など)
- 薬局等ですぐ買えて便利
通院に時間が取られることなく、時間の節約になります。
- 薬代だけで済む
診察料や調剤料などの費用が不要。薬剤師によるアドバイスも無料です。
- セルフメディケーション税制*が利用できる
一部の商品には医療費控除の特例が受けられる制度があります。

*適用条件等については国税庁ホームページをご覧ください。

ジェネリック医薬品のメリット

- 薬代が安価
先発薬と同等成分であるに関わらず、安価なのが最大のメリットです。
- 飲みやすい・使いやすい
先発薬に比べて飲みやすさなどが改良されているものもあります。
- オーソライズド・ジェネリック(AG)もある
添加物等、有効成分以外も全て先発薬と同一のジェネリック医薬品です。使いたい場合は医師・薬剤師に相談してみてください。

